

よくあるご質問

【講座の実施、申し込みについて】

Q 1. 2021年度と2022年度の予定が公表されていますが、2023年度以降も引き続き開講されますか。

A 1. 現在のところ、2023年度以降の開講は未定です。2021年度と2022年度の受講状況をふまえ、今後、検討いたします。(2023年度以降は開講しない可能性があります。)

Q 2-1. 願書を提出すれば、必ず受講が可能ですか。

A 2-1. 受講定員を設定しています(40名程度)。受講希望者多数の場合は、先着順で受け付けます。

Q 2-2. 受講が許可された後、キャンセルすることは可能ですか。その場合、授業料の返還を受けることはできますか。

A 2-2. 可能です。授業料の返還は条件があります。別紙「幼稚園教諭1種免許状上進のための授業開設のご案内」の7.の⑤をご参照ください。

Q 3. 授業は対面方式ですか、オンライン方式ですか。

A 3. 授業は対面方式で実施します。ただし、前期2科目(「保育内容・人間関係の指導法」「幼児の心理と相談」)は、授業の全部又は一部をオンライン授業とする場合があります。なお、対面授業を実施した授業回はオンライン授業を実施しません(対面とオンラインの並行実施もありません)。また、オンライン授業を受講するためのパソコンやデータ通信に必要な環境は、受講者自身でご用意ください。

【単位認定について】

Q 4. 勤務園の行事で休まなければならないことも予想されます。出席要件は絶対でしょうか、また、補講などの措置はありますか。

A 4. 出席要件は絶対です。15回の授業のうち(本務の都合、忌引き、病気など、理由の如何に関わらず)3/4以上の出席がない場合又は終末試験(・レポート)を受験しない場合は、評価の対象としません。
また、補講は暴風警報発令時などの休講措置がとられた場合のみ行います。個別の欠席者への補講はありません。

【幼稚園教諭1種免許状取得について】

Q 5. 幼稚園教諭1種免許状を取得するには、学士学位(4年制大学を卒業)が基礎資格として必要ではないでしょうか。

A 5. 今回の講座による1種免許状取得のご案内は、免許法「別表第3」によるものです。学士学位は必要ありません。

Q 6. 今回の講座は、一定の在職年数がある場合の、幼稚園教諭1種免許状取得のための最低修得単位数に相当する授業科目が開講されますが、その要件を教えてください。

A 6. 免許法「別表第3」の規定により、幼稚園教諭2種免許状を取得した「後」の(幼稚園又は幼保連携型認定こども園での)在職年数が「12年以上」で、最低修得単位数が「10単位」となります。
なお、「大学に3年以上在学し、93単位以上を修得した者」や「大学に2年以上

及び大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上を修得した者」は、上記の在職年数が「6年以上」で、最低修得単位数が「10単位」となります。

Q7. 今回の講座は、一定の在職年数がある場合の、幼稚園教諭1種免許状取得のための最低修得単位数に相当する授業科目が開講されますが、必要な在職年数を満たしている者が対象でしょうか。また、在職年数を満たしていない場合は、どのようになりますか。

A7. 必要な在職年数を満たしてなくても、受講できます。なお、必要な在職年数を満たした後、幼稚園教諭1種免許状の申請をしてください。その際、今回の講座で修得した単位は最低修得単位数に算入されます。

Q8. 京都府以外（大阪府・滋賀県など）に勤務しています。免許状取得要件に違いがあるのでしょうか。また、どのように確認すればよいのでしょうか。

A8. 授与権者（都道府県教育委員会）それぞれが取得要件を設定していますので、授与権者により違う場合があります。勤務先が所在する都道府県教育委員会に、直接、（必要な在職年数や、修得しなければならない単位の要件を）ご確認ください。

Q9. 以前に幼稚園教諭1種免許状を取得するため、他大学で単位を修得しています。合算しての免許状取得は可能でしょうか。また、不足する単位の確認はできますか。

A9. 合算できる場合があります。ただし、「別表第3」の規定により免許状を取得する場合は、幼稚園教諭2種免許状を取得した「後」に修得した単位に限られます。必要になる単位要件の確認は、単位修得した大学から「幼稚園教諭1種免許状取得のための『学力に関する証明書』」の発行を受け、勤務先が所在する都道府県教育委員会で、ご確認ください。

【大学院への進学について】

Q10. 短期大学を卒業して、幼稚園で働いています。幼稚園教諭1種免許状を取得すれば、大学院に進学することは可能ですか。

A10. 幼稚園教諭1種免許状を取得した場合、（4年制大学を卒業してなくても）大学院への「入学資格」を得ることになります。ただし、大学院入学のための「出願資格」は大学院により異なります。それぞれの大学院にお問い合わせください。

【その他】

Q11. 短期大学を卒業して、幼稚園教諭2種免許状と保育士資格を取得し、保育所で働いています。本講座を受講することはできますか。

A11. 受講することは可能です。ただし、幼稚園教諭1種免許状への上進に必要な経験年数は「幼稚園教諭免許状を用いて勤務した経験年数」であり、保育士としての経験年数はカウントされません。ご自身の過去の勤務経験や勤務形態が幼稚園教諭1種免許状取得要件を満たしているかどうかについては、勤務先及び所在する都道府県教育委員会に直接ご確認ください。（Q6. 参照）

Q12. 幼稚園教諭1種免許状を取得するメリットは何でしょうか。

A12. 幼稚園教諭1種免許状を取得することにより、質の高い幼児教育を実践するための専門性の向上やキャリアアップにつながることを期待されます。また、教育職員免許法（第9条の5）において、2種免許状を有する者の1種免許状の取得に係る努力義務が定められています。